



一時保育について

Q1. どのようなとき？

A1. 就労時

保護者のパート就労や、技術習得のための職業訓練校への通学などにより、ご家庭での保育が断続的に困難となる児童を保育所でおあずかりします。

緊急時

保護者の病気や出産、ご家族の看護や冠婚葬祭などで、ご家庭での保育が一時的に困難となる児童を保育所でおあずかりします。

リフレッシュ

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する（児童を体験的に入所させる場合などを含む。）ために、一時的に児童を保育所でおあずかりします。

Q2. どのくらい？

A2. 週3日または月12日以内です。

Q3. 対象年齢は？

A3. おあずかりできるのは、就学前の児童です。

Q4. あずかり時間は？

A4. 午前8時から午後5時までの間で、保育が必要な時間
おあずかりします。

（ただし、日曜日、祝日および年末年始は休所します。）

Q5. 給食は？

A5. 保育所に通う他の児童と同じ給食を提供します。

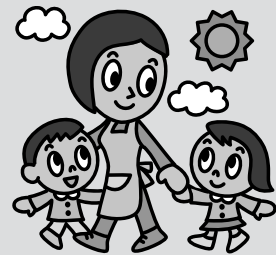
Q6. 利用料は？

A6. 4時間以上2,000円、4時間未満1,000円です。

（ただし、市町村民税非課税世帯は半額となります。）

Q7. 申込方法は？

A7. 一時保育についてのご相談や申請の受付は保育所または保健福祉課社会福祉係で行いますので、「一時保育申請書」に必要事項を記入し、利用希望日の1週間前までに提出してください。 幾寅保育所 ☎52 2315・金山保育所 ☎54 2637



みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる
保健福祉課 ☎ 52 2211 FAX 39 7020
地域包括支援センター ☎ 52 2211
社会福祉協議会 ☎ 39 7711 FAX 52 3711